

2008年4月3日  
国際協力銀行

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)田辺様、地球・人間環境フォーラム  
満田様の追加質問に対する回答

(1)「環境・持続社会」研究センター(JACSES)田辺様

A. 現行ガイドラインの各要件の実施状況について

現状の実施状況調査では、各要件の実施状況が明確になっておらず、改訂に際する十分な調査が行われていない。具体的な回答がなかった以下の点については、追加調査を行った上で、明らかにして頂きたい。

- 第三者から指摘があった場合のJBICの対応(質問2)
- 事態の改善が必要であるとJBICが判断した場合の適切な対応の要求(質問2)
- 達成できない場合の借入人からの報告(質問2)
- 問題が生じた場合のステークホルダーとの協議(質問2)
- カテゴリFI案件においてカテゴリAに相当するサブプロジェクトの状況確認(質問5)
- 代替案の検討が必要ないと判断された理由(質問10)
- 国際基準との乖離がある場合の対応状況(質問11、22)
- ステークホルダー協議の実施時期(質問14、17)
- 住民移転の実施状況(質問24)

(答) 頂いた追加調査のご要望については、対応を検討させていただきます。

B. 聞き取り調査について

ガイドライン改訂に際しては、現行ガイドラインの各要件が、環境社会影響を回避・最小化する上で十分なものであるかどうかを明らかにする必要がある。本調査では、JBICが入手した文献調査及び行内での聞き取り調査のみが行われている。本調査対象案件のうち本体工事の始まった案件はないとの事だが、住民移転の開始された案件については、実施機関、被影響住民、現地NGO等への聞き取り調査を実施した上で、現行ガイドラインが環境社会影響を回避・最小化する上で十分なものであるかどうかを調査して頂きたい。

(答) 頂いた追加調査のご要望については、対応を検討させていただきます。

### C. 質問文の訂正について

#### 質問 21 (訂正後)

実施機関から JBIC に提出された住民移転・用地取得計画案等に、世界銀行 OP4.12 との乖離がある場合の JBIC の対応について、以下の点をお聞きしたい。

- 実施機関から JBIC に提出された計画案において、世界銀行 OP4.12 との乖離が見られた案件数、案件名、乖離が見られた要件について具体的に教えてください。
- 上記のケースにおいて、JBIC が行った対応を案件ごとに具体的に教えてください。
- 世界銀行 OP4.12 との乖離が見られたが、JBIC が融資承認した案件数、案件名、乖離が見られた要件について教えてください。

(答) 本行では、国際的な基準等と比較し大きな乖離がある場合には、背景・理由等を確認の上、必要に応じ相手国政府等に改善のための働きかけを行っています。但し、本調査では現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置いたため、個別案件毎の具体的な対応の整理・分析までは行っていません。

なお、一例として、モロッコの都市環境改善事業で、用地取得・住民移転に関する法律は存在していたものの、不法居住者に対する用地取得・住民移転に関する法律は存在しなかったため、不法居住者に対する住民協議の実施、住民移転計画の作成、移転後のモニタリング計画の作成等を働きかけ、実施された例が挙げられます。

#### 質問 23 (訂正後)

実施機関から JBIC に提出された先住民族に対する配慮策等に、世界銀行 OP4.10 との乖離がある場合の JBIC の対応について、以下の点をお聞きしたい。

- 実施機関から JBIC に提出された計画案等に、世界銀行 OP4.10 との乖離が見られた案件数、案件名、乖離が見られた要件について具体的に教えてください。
- 上記のケースにおいて、JBIC が行った対応を案件ごとに具体的に教えてください。
- 世界銀行 OP4.10 との乖離が見られたが、JBIC が融資承認した案件数、案件名、乖離が見られた要件について教えてください。

(答) 全ての項目を網羅的にチェックした訳ではありませんが、事業予定地に先住民族・少数民族が居住しているカテゴリ A 案件のうち、国際的な基準等と比較し大きな乖離が認められたものはありませんでした。

#### D. 追加の質問

➤ 本調査対象のカテゴリ A 案件のうち代替案の検討過程及び結果が、EIA 報告書に記載されていない案件は何件あるか。また、代替案の検討過程及び結果が、EIA 報告書に記載されていない場合に、JBIC が別途、入手、確認した情報は、現行ガイドライン上で JBIC の情報公開の対象となっているか。公開した事例はあるか。

(答) ご指摘の案件は 13 件です。EIA 報告書で代替案の検討がなされていなくても、マスタープラン調査、フィージビリティ・スタディ、SAPROF 等において実施されていることを確認しています。なお、本行は、他機関が作成したマスタープラン調査、フィージビリティ・スタディ等を公開する立場にはなく、また、SAPROF は公開しないことを前提に相手国政府から入手した情報や円借款事業の調達に関する機微に触れる情報等が含まれているため公開しておりません。

➤ 本調査対象のカテゴリ A 案件のうち EIA 報告書に協議録が添付されていなかった案件が 15 件あるが、JBIC が別途、入手、確認した「住民協議の周知方法」「提供された情報の内容」「質疑応答の内容等に関する情報」は、現行ガイドライン上で JBIC の情報公開の対象となっているか。公開した事例はあるか。

(答) 環境社会配慮の一環としての情報公開は、相手国政府等が当該国法令等に則して行うものであり、本行での情報公開は行っておりません。

➤ 本調査対象のカテゴリ B 案件で EIA が実施されている 42 案件のうち、JBIC が EIA 報告書を入手している案件は何件あるか。EIA が実施されているにも関わらず、JBIC が EIA 報告書を入手していない案件がある場合、入手しなくても良いと判断した理由を案件名とともに教えて頂きたい。

(答) 全 42 案件とも EIA 報告書を入手しております。

➤ 本調査対象案件において、住民移転及び用地取得に伴う補償は移転・取得前に支払われたか。住民移転・用地取得後に補償が支払われている案件名を教えてください。

(答) 本調査対象である現行ガイドライン適用案件の大部分は未だ事業実施の初期段階であり、本調査は、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置いたため、個別案件毎の補償の具体的な支払い時期の整理・分析までは行っていません。

## (2) 地球・人間環境フォーラム満田様

### A. 事例抽出のお願い

多くの質問に関して、「本調査では現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、・・・個別案件毎の具体的な対応の整理・分析までは行っていないため、上記のご質問には回答致しかねます」という回答でしたが、少なくとも下記の質問については、ガイドライン実施上の課題の把握を行うため重要であると考えております。よって事例調査の抽出などによってご回答頂きたく、再度お願いいたします。

(意思決定、融資契約等への反映)

5. アプレイザルの際の実施機関との合意に関して、以下ご教示下さい。
  - 1) 追加的な環境社会関係の調査の実施を実施機関等に求めたケースはありますか。その場合は、案件名とともに、調査の内容、いつまでに実施することを求めたのか(アプレイザル後 ヶ月など)、事業計画にどのように反映させたのかをご教示下さい。
  - 2) 追加的な環境社会関係の許認可の取得を実施機関等に求めたケースはありますか。その場合は、案件名とともに、許認可の内容、デッドライン(アプレイザル後 ヶ月など)をご教示下さい。
  - 3) 追加的な協議や情報公開を求めた実施機関等にケースはあるか。その場合は、案件名、協議や情報公開の内容、いつまでに実施することを求めたのか、協議結果を事業計画にどのように反映させたのかをご教示下さい。
  - 4) その他、追加的な環境社会的な措置を求めた例がある場合は、案件に基づき、例示して下さい。
6. 融資契約または付随するサイドレターに関して、上記の4点について盛り込まれたケースがあるかどうかおよびその内容についてご教示下さい。
7. 融資契約において、環境レビュー結果に基づき条件付け(「 という措置を行うことを××の条件とする)など)を行ったケースはありますか? その場合は、案件名および条件付けの内容についてご教示下さい。

(国際的基準との比較について)

10. 「表4-1」に世銀の非自発的住民移転(OP4.12)との比較が国際基準として挙げられています。大規模な非自発的住民移転を伴う案件に即して、具体的にこれらの基準とどのように比較したのか、比較結果をご教示下さい。とりわけ下記の項目についてご回答下さい。

- 1) 用地取得・住民移転を要する事業に関しては住民移転計画(Resettlement Plan)が必要とされ、そのドラフトの提出及び被影響住民及び現地 NGO に対する公開がアプレイザルの条件とされている。(OP4.12 第 22 項、BP4.12 第 8 項)
- 2) 住民移転計画ドラフトを受け、世銀はこれを公開し、さらに世銀の承認を受けた住民移転計画の最終版についても同様にホームページにて公開される。(OP4.12 第 22 項、BP4.12 第 8 項)
- 3) 移転者が移転に付随するオプション・権利に関して説明を受けること、技術的・経済的に実施可能な複数代替案から選択肢を提示され協議すること
- 4) プロジェクトに直接起因する資産損失の全額について、迅速かつ効果的な補償を完全な再取得価格 ( full replacement cost ) に基づき行うこと
- 5) 国内法に基づく補償が full replacement cost に満たない場合は、追加的な手段により補償費が補足されなければならない。この不足分への追加は、他の移転補助、生計回復手段と分けて算出するべきとしている。( OP4.12 Annex 脚注 1 )
- 6) 生計が土地ベースの住民に対しては、「土地ベースの移転戦略」が適用されるべきとし、その際には土地の生産性、立地条件、その他の要因が少なくとも前の土地と同様でなければならない。( OP4.12 第 11 項 )
- 7) 「利用可能な、移転に関する紛争の第三者による調停」の方法の詳細を住民移転計画に盛り込むこと(OP4.12 Annex A 第 17 項)

( 住民移転計画の公開 )

14. 3) 「用地取得・住民移転計画」は現地において公開・協議されていますか。

( モニタリング )

17. モニタリングの結果を踏まえ、実施機関に、環境社会配慮上の改善や追加措置を求めたことはありますか。その場合は内容についてご教示下さい。

22. ( p.48 ) 水力発電事業・留意点： 貯水池への土砂堆積、 下流・海岸などにおける浸食、 水没地への土地利用アクセスを失った住民の生計の影響、 アクセス道路の建設による違法伐採の増加などの派生的影響、 建設資材の採取に伴う影響 については検討されていますでしょうか。検討されている場合、案件名および検討内容をご教示下さい。

( 答 ) 頂いた事例調査のご要望については、対応を検討させていただきます。

B. 以下について追加質問をさせていただきます。

I. 質問 14. 4) (住民移転計画等の公開)

④ JBIC は自ら行う情報公開として「用地取得・住民移転計画」を公開していますか。公開していないとすれば、その理由は何ですか。

(答) 相手国政府・実施機関が、用地取得・住民移転の対象者を含めた地域住民等のステークホルダーに対して情報を提供した上で協議を行うべきと考えており、本行は住民移転に係る基本計画等は公開しておりません。

住民移転は環境社会影響の中でも最も重要なイシューの一つであり、住民移転計画は、JBIC が行う環境社会配慮確認の根拠を示す重要な文書であると考えています。また、ガイドラインにおいて「借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書」は情報公開対象であると読めると考えられます。それにも関わらず公開しない理由は何ですか。

(答) 環境社会配慮はプロジェクト実施主体者である相手国政府等の責任であり、新 JICA はそれを確認する立場にあります。従って、住民移転に係る情報公開は、相手国政府等が当該国法令等に則して行うものと考えております。

II. 質問 15 3) (住民移転に関する追加的措置)

3) 支援内容が十分ではないとして、実施機関に追加的な措置を求めたことはありますか。あるとすれば、その内容につきご教示下さい。

(答) 例えば、モロッコの都市環境改善事業で、安価に土地を購入する権利を不法居住者に付与する等の追加的な支援策を求めています。

居住地を収用された不法居住者に対して、代替地を提供するのではなく、「安価な土地の購入の権利」の付与でよしとされた理由についてご教示下さい。また、どの程度の住民が実際に土地を購入できたのでしょうか。

(答) 本件は不法居住者への支援策に関するものですが、対象者へのインタビュー調査の結果、大半が安価な土地の購入の権利が与えられることに賛成している上、マイクロクレジットへのアクセスや NGO による支援等も予定されていることから、不法居住者に対する支援策としては十分であると判断しました。なお、本事業は初期段階(2007年3月融資契約締結)にあるため、今後、事業実施主体によってモニタリングが行われ、本行としてもフォロー・確認していきます。

## III. 質問 19 (調査の不足)

19. 環境アセスメントにおいて、大規模な生態系の改変が生じるのにも関わらず、既存の生態系・生物種に関して十分な調査が実施されていない、道路案件等にも関わらず汚染物質の予測・評価が行われていないケースもよくあります。このような場合のJBIC側における対処についてご教示下さい。

(答) 環境社会配慮に何らかの懸念が認められる場合には、本格的な検討に入る前の初期段階から相手国政府に適切な対応を求める場合が多く、環境レビューにおいて相手国政府の対応を確認しています。

多くの円借款事業において、本格的な検討に入る前の段階は短期間(1年以内)であることが多く、一方、生態系調査などは通年の調査が求められることもあります。よって、環境レビュー時において、十分な調査が実施されていないこともあるかと思いますが、その場合の対応はどのように行っていますか。具体的な案件に即して、ご教示下さい。

(答) 本行では本格的な検討に入る前の初期段階から相手国政府に適切な対応を求める場合が多いため、環境レビュー時に生態系の面での調査が不十分であると判断された案件はありませんでした。例えば、スリランカのゴール港開発事業においては、工事中及び完成後の珊瑚礁への影響が懸念されていたことから、環境レビューの1年以上前から必要な数値シミュレーションの実施を求め、珊瑚礁に及ぼす影響がないことを確認しています。

## IV. 質問 25 2) および 4)

## (生態系調査)

25. (p.49) 水力発電所・実施状況:「水力発電事業では、地域住民へのインタビューを通して、サイトが野生動物の生息地に影響を及ぼす距離であるかを確認している。」

1) 案件名につきご教示下さい。

(答) インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業」です。

2) 当該事業の生態系調査としてインタビュー調査のほかに行われたかについてご教示下さい。

(答) EIAが作成、承認されております。



生態系調査として何が行われたのか、手法についてご教示下さい。

(答) 生態系調査としては、既存文献の調査、インタビュー調査に加え、陸域生物については事業予定地の複数地点での目視確認、水生生物については採集といった調査手法により行われました。

4) インタビュー調査の結果についてご教示下さい。

(答) 上記のような懸念がありましたが、インタビュー調査の結果、野生動物の生息地はサイトから 20Km 離れた地域であることが判りました。

「野生動物の生息地はサイトから 20km 離れた地域である」と判断されたのは、インタビュー調査の結果のみにおいてでしょうか。

(答) EIA 報告書及び上記の生態系調査を踏まえた本行による現地実査に基づいた判断です。

V. 質問 28  
( 漁業補償 )

28. (p.54) 港湾：漁業補償についての事例が書かれていますが、漁業補償についてはすべての港湾案件やダム案件など、漁業に影響を与える案件において実施されているのでしょうか。

(答) 個別の案件の内容を精査した結果、漁業に影響を与えることが見込まれる場合は、相手国の法制度等を踏まえ、漁業補償の実施について検討が行われています。

漁業補償については法制度がされていない国が多いと認識しています。その場合においては漁業補償の実施はどのように担保されているのでしょうか。案件に即してご教示下さい。

(答) スリランカのゴール港開発事業においては、実施機関は補償方針について補償対象漁民と協議を行った上で漁民の代表者と合意し、協議録、補償対象者リスト、補償方針等を実施機関にて公開し、アブレイザル時に本行は漁業補償の内容を確認しました。

VI. 質問31および32  
( 植林事業 )

31. (p.58) 植林事業はしばしば、住民や地域コミュニティの慣習的な土地の利用との紛争が生じています。これについてはどのように確認されましたか。

(答) 入植により多くの住民が事業予定地に流入し、薪炭材用に過度の伐採が起こり、周辺の森林に影響を及ぼす可能性が考えられる場合、農民による森林管理や環境保全の普及啓蒙活動を通じて、森林保全及び代替エネルギー（ガス、灯油、バイオマス等）の普及が図られることを確認しています。

質問の趣旨が言葉たらずであったようですので、再度補足させていただきます。

植林事業においては、案件によってかなり大面積の用地の確保が必要となります。その際、しばしば住民や地域コミュニティが慣習的に保有あるいは使用している土地や森林が囲い込まれ、住民や地域コミュニティの土地または森林の利用が阻害されたり、そのことによって紛争が生じたりするケースもあります。そのような影響についてはどのように確認されましたか。

32. (p.58) 植林事業は、既存の生態系の破壊につながることもあります。これについてはどのように確認されましたか。

(答) 在来種を中心とした植林を実施することに加え、在来種以外を用いる場合の樹種の選定方法や環境負荷の少ない肥料の使用等について確認しています。

質問の趣旨が言葉たらずであったようですので、再度補足させていただきます。

植林事業においては、案件によってかなり大面積の用地の確保が必要となります。その際、しばしば既存の生態系の破壊につながる場合があります（例：天然林の伐採を伴ったり、現地国政府が「荒廃地」「未利用地」としていても、実質上は天然林であったり、重要な生態系が存在する土地などを、植林地に転換してしまったりすることがあります）。このような点に関してはどのような確認を行っていますか。

(答) 植林事業における慣習的な土地利用や生態系への影響については、F/S等のレビュー、現地実査、相手国政府・実施機関との協議、地域住民等のステークホルダーとの協議等を通じて確認しています。例えば、インドのグジャラート州森林開発事業（フェーズ2）では、案件形成段階で、荒廃林地に隣接する住民が召集され、村落組織による荒廃林地の共同管理に関する住民説明会が開催されています。

以上